

令和6年度介護保険制度説明会のアンケートに記載のあった質問について下記のとおり回答いたします。

質問1	利用している介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護サービス提供事業所に不満がある場合は、どこに相談すればよいか。
回答	各サービス提供事業所には事業所内に苦情受付担当が配置されていますので、そちらにご相談ください。これ以外では、各事業所の指定権者（一関地区広域行政組合介護保険課又は岩手県南広域振興局長寿社会課）、岩手県国保連合会保健介護課相談・苦情担当へご相談ください。

質問2	介護サービスを利用した場合の利用料金（費用）について具体的な金額を知りたい。
回答	制度説明会の当日に資料としてお配りした「ともにはぐくむ介護保険」をご覧ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービスの種類と費用（P14～27）</li> <li>・費用の支払い（P34～35）</li> </ul> また、厚生労働省ホームページの介護サービス情報公表システムに「介護サービス概算料金の試算」機能がありますので必要に応じてご利用ください。なお、このシステムで表示される料金は全国の実平均値ですので、実際の料金とは若干異なりますのでご注意ください。

質問3	介護サービスを利用している割合を第1号被保険者、第2号被保険者でそれぞれ示してほしい。																
回答	令和5年度の数値です。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>受給者 (サービス利用者)</th> <th>要介護認定者数※1</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号被保険者</td> <td>7,058</td> <td>11,416</td> <td>61.8%</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者</td> <td>171</td> <td>208</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,229</td> <td>11,624</td> <td>62.2%</td> </tr> </tbody> </table> ※1：令和5年度中の死亡や転出などの資格喪失者を含む		受給者 (サービス利用者)	要介護認定者数※1	利用率	第1号被保険者	7,058	11,416	61.8%	第2号被保険者	171	208	82.2%	合計	7,229	11,624	62.2%
	受給者 (サービス利用者)	要介護認定者数※1	利用率														
第1号被保険者	7,058	11,416	61.8%														
第2号被保険者	171	208	82.2%														
合計	7,229	11,624	62.2%														

質問4	要介護認定の認定結果を早く通知してほしい。
回答	本年1月に厚生労働省が公表した要介護認定の審査に係る日数は、全国平均で40.2日とされています。当組合においては、令和5年度は平均41日、令和6年度は平均40日程度と見込まれ、全国平均並みとなっています。今後も、必要な事務の見直しを行いながら、日数の短縮を図ってまいります。

質問5	介護保険料について、65歳以降も働き続けた場合はどのような納め方になるか。
回答	仕事を続けていても65歳の誕生日の前日が属する月から健康保険と介護保険は分離し、介護保険料は当組合へ納めていただくこととなります。64歳までの介護保険分の給与からの引き取り方については、勤務先へご確認をお願いします。